|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| （H　 ． 　． 生） | （在籍小学校）　　　　　　　小学校 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| （H　 ． 　． 生） | （在籍小学校）　　　　　　　小学校 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| （H　 ． 　． 生） | （在籍小学校）　　　　　　　小学校 |

　千葉市教育委員会では、児童がアフタースクール事業の夜間の部を利用するにあたり、保護者等が就労等により１７時以降に家庭にいないことの確認を行っております。

**父母**が求職活動中の状況にあって児童が入所した場合、夜間の部の利用承認が認められる期間は原則**３か月間**となります。入所途中で退職された方についても同様です。

夜間の部の承認期間終了日の１ヶ月前までに就労（内定）証明書を提出していただき、就労が確認できた場合に夜間の部の利用承認期間を延長します。

つきましては、意向の確認のため、以下の承諾書に自署または記名押印してください。

**承　諾　書**

令和　　　年　　　月　　　日

（あて先）千葉市教育委員会教育長

(求職者氏名)　　　　　　　　　　　　は現在求職活動中でありますが、承認期間終了日の１ヶ月前までに就労先を決定のうえ、就労（内定）証明書を提出いたします。

なお、就労（内定）証明書提出締切日までに就労が決定しない場合は、３か月の利用承認期間のとおり、アフタースクール事業における夜間の部の利用承認を取消しされても異議を申し立てないことを承諾します。

保護者氏名